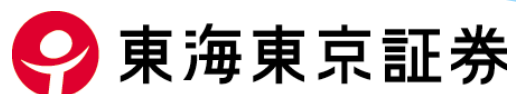


～ 相続の基礎
「相続」を学ぼう!! ～

贈与税の非課税特例② 教育資金の一括贈与



資料作成：東海東京ウェルス・コンサルティング(株)

1. 教育資金の一括贈与とは？

父母、祖父母などから子、孫などへ『教育資金』を一括で贈与する場合、一定の要件のもと、受贈者一人につき1,500万円まで贈与税が非課税となる制度です。

平成25年4月～平成31年3月まで



当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は平成29年8月時点の制度をもとに作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。具体的なご相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

2. 教育資金とは？

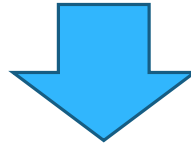


(1) 学校等に対して直接支払われる金銭

入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費または入学(園)試験の検定料など

(2) 学校等以外に対して直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められる金銭

学習塾や家庭教師、習い事（スイミング・ピアノ・絵画・習字教室等）、
通学定期券代、留学渡航費など



金融機関等において、領収書等により、
教育資金の支払いの事実が確認、かつ記録されたものが対象！

領収書

※「(2) 学校以外に対して直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの」については、**1,500万円のうち500万円を上限**とします。

3. 口座が終了時の取扱いについて

※ 残高がゼロになった時、もしくは受贈者が30歳に達した時などに、口座の契約が終了となります。



「残高がゼロとなった場合」や「受贈者が**30歳**に達した場合」などに「未使用残高」や「目的外使用分」があった際は、**贈与税の課税対象**となります。



4. 提出書類など手続きについて

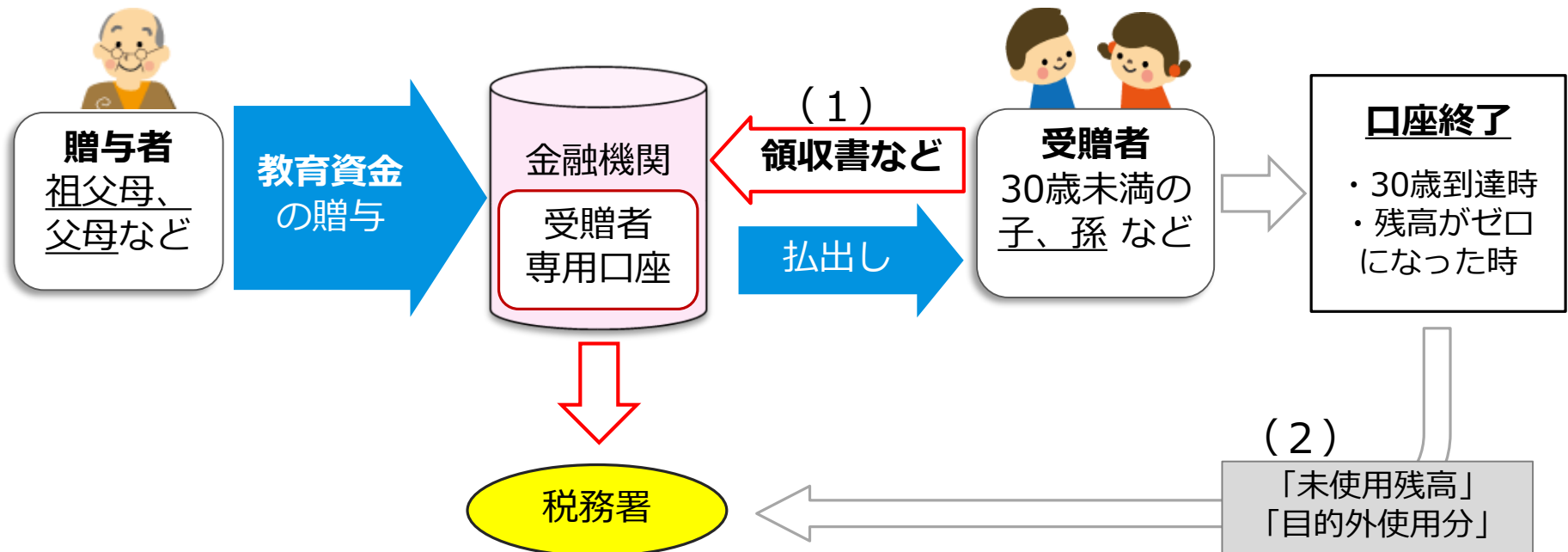
(1) **金融機関**での手続き

- ・受贈者の名義で教育資金口座を開設
- ・「**教育資金非課税申告書**」を提出（マイナンバーの記載が必要）
- ・「**領収書**」を提出

(2) **税務署**での手続き（口座終了時）

- ・口座終了後、税務署に**贈与税の申告書**を提出

領収書



当資料は一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は平成29年8月時点の制度をもとに作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。具体的なお相談は税理士等の専門家や所轄の税務署にご確認ください。

【 当資料の利用に関する注意事項 】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）（以下「弊社」）が作成し、弊社の許諾を受けた証券会社等から直接提供する形でのみ配布いたしております。提供されたお客様限りでご利用ください。

当資料は、一般的な説明を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。また、当資料の内容は作成日におけるものであり、予告なく変わる場合があります。当資料の一切の権利は弊社に帰属しており、いかなる目的であれ、無断で複製又は転送等を行わないようお願いいたします。

【金融商品取引法に基づく留意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券（株）が許諾を受けて提供いたしております。金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

【 東海東京証券の概要 】

商 号 等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第 1 4 0 号

加 入 協 会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会